

第 23 回教育委員会

平成 28 年 12 月 14 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第 173 号

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の
管理に関する条例施行規則案

議案第 173 号

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に 関する条例施行規則案

(趣旨)

第 1 条 この規則は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定申請の公告事項)

第 2 条 条例第 4 条第 5 号の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定公立国際教育学校等管理法人(条例第 1 条に規定する指定公立国際教育学校等管理法人をいう。以下「指定管理法人」という。)の指定の申請(以下「指定申請」という。)を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。)第 12 条の 3 第 2 項各号及び条例第 6 条各号のいずれかに該当する法人のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第 3 条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、所定の指定管理法人指定申請書に法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象学校(条例第 2 条に規定する対象学校をいう。以下同じ。)の管理を担当する役員(以下「担当役員」という。)が対象学校の管理を行うために必要な知識又は経験を有することを示す書類
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書

- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (5) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (8) 法第12条の3第2項各号及び条例第6条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (9) 指定管理法人の指定を行おうとする期間に属する対象学校の管理に関する事業計画書
- (10) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第4条 教育委員会は、条例第7条の規定により指定管理法人の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第5条 法第12条の3第8項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、指定管理法人の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、担当役員
の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分
- (3) 対象学校の管理の業務の実施状況
- (4) 対象学校の職員の配置状況
- (5) 対象学校の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理法人は、毎年度終了後(法第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後)2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない

場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(担当役員の変更)

第6条 指定管理法人は、担当役員を変更しようとするときは、担当役員にしようとする者が対象学校の管理を行うために必要な知識又は経験を有することを示す書類並びに役員名簿及び履歴書を添えて、所定の様式により事前に教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由により事前に申請できなかったときは、事後速やかに申請し、承認を求めなければならない。

(処分に関する手続)

第7条 校長は、対象学校の生徒に対して単位の認定、復学その他の処分を行うおうとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(参考)

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する
条例(抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「法」という。)第12条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人(以下「指定管理法人」という。)の指定の手續その他指定管理法人が行う大阪市立学校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理法人による管理の対象)

第2条 大阪市立学校のうち指定管理法人に管理を行わせることができるもの(以下「対象学校」という。)は、大阪市立第131中学校(以下「対象中学校」という。)及び大阪市立第21高等学校(以下「対象高等学校」という。)とする。

(指定管理法人の資格)

第3条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下これらを「法人」という。)とする。

(指定申請の公告)

第4条 教育委員会は、指定管理法人を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 対象学校の名称及び所在地
- (2) 指定管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理法人の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理法人の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

(指定申請)

第5条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、教育委員会規則で定めるところにより、対象学校の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理法人指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（欠格条項）

第6条 法第12条の3第2項各号のいずれかに該当する法人のほか、その役員のうち次の各号のいずれかに該当する者がある法人は、指定管理法人の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定法人の選定）

第7条 教育委員会は、第5条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人を、指定管理法人の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定法人」という。）として選定するものとする。

(1) 第10条に規定する指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針に適合するとともに、対象学校の効果的な管理が図られるものであること

(2) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

第8条 - 第12条 省 略

（入学に関する手続及び基準）

第13条 対象学校に入学しようとする者は、所定の願書に教育委員会が定める書類を添付して校長に提出しなければならない。

2 校長は、対象学校に入学しようとする者について、教育委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他教育委員会が定めるところにより指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、対象高等学校の校長は、対象中学校の生徒が対象高等学校に入学する意思があることを確認したときは、対象高等学校への

入学を許可するものとする。

- 4 校長は、前2項の規定により入学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(卒業に関する手続及び基準)

第14条 校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業を認定するものとする。

- 2 校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(懲戒に関する手続及び基準)

第15条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分(対象中学校の校長にあっては、停学の処分を除く。)をすることができる。

- 2 校長は、前項の懲戒処分のうち退学又は停学の処分(対象中学校の校長にあっては、退学の処分に限る。)をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(転学の手続及び基準)

第16条 他の高等学校から対象高等学校に転学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象高等学校の校長は、前項の規定による願書の提出があった場合であって、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会が定める基準に従い、対象高等学校への転学を許可することができる。

- 3 対象高等学校の校長は、前項の規定により転学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(退学、休学等の手続及び基準)

第17条 対象高等学校を退学し、若しくは休学しようとする者又は対象高等学校から外国の高等学校若しくはこれに相当する学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象高等学校の校長は、前項の規定による退学に係る願書の提出があったときは、対象高等学校を退学することを許可するものとする。

- 3 対象高等学校の校長は、第1項の規定による休学に係る願書の提出があっ

た場合であって、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、対象高等学校を休学することを許可するものとする。

- 4 対象高等学校の校長は、第1項の規定による留学に係る願書の提出があった場合であって、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

(その他の処分に関する手続及び基準)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、対象学校において生徒に対してされる処分に関する手続及び基準に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第19条 - 第20条 省略

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(参考)

国家戦略特別区域法(抄)

(学校教育法等の特例)

第12条の3 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下この条において「都道府県等」という。))が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの(以下この項及び第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。))の管理を、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの(以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。))に行わせる事業をいう。別表の1の2の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2 省 略

3 第1項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の手續
- (2) 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
- (3) 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。))において生徒に

対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準

(4) 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲

(5) その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項

4 - 7 省 略

8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理に関し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。

9 - 12 省 略

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の 管理に関する条例施行規則の制定について

1 制定の理由

本市においては、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「法」という。)第12条の3に規定されている「公立国際教育学校等管理事業」を活用し、新たな併設型中高一貫校(大阪市立第131中学校及び大阪市立第21高等学校)を公立国際教育学校等として設置し、指定公立国際教育学校等管理法人(以下「指定管理法人」という。)に学校の管理を行わせることとする「指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例」(以下「条例」という。)を制定した。

この条例の施行について、必要な事項を定めるため、本規則を制定する。

2 制定の主な内容

- (1) 条例において規則で定めることとしている事項を定める。
 - 指定申請に関する事項(第2条から第4条)
 - 処分に関する手続(第7条)
- (2) 法第12条の3第8項に規定する事業報告書に関する事項(第5条)
- (3) 担当役員の変更の手続(第6条)

3 施行期日

条例施行の日